

令和3年度呉市家計改善支援事業業務委託事業者選定に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

呉市では、令和3年度家計改善支援事業業務委託事業者の選定を、次のとおり「令和3年度家計改善支援事業業務委託事業者募集要領」に基づき、公募型プロポーザル方式により実施します。

本プロポーザルに参加を希望される方は、募集要領の各事項に留意のうえ、参加申し込みください。

呉市長

新原 芳明

令和3年度呉市家計改善支援事業業務委託事業者募集要領

本要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第1項に定義された生活困窮者に対し、同法第3条第5項に規定する家計改善支援事業業務を実施するにあたり、業務全般に関して最も適切な企画力、技術力、実施体制、実績を持った受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものです。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和3年度呉市家計改善支援事業業務委託

(2) 業務の目的

本事業は、家計に問題を抱えて生活に困窮されている方からの相談に応じ、相談者とともに世帯全体の家計の状況（収支等）を把握、評価・分析し、必要な情報提供や専門的な助言、また滞納先の窓口への同行による滞納金の解消支援などを行うことにより、生活再建を支援するものです。

(3) 業務内容

別紙「令和3年度呉市家計改善支援事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

(5) 委託料の上限額 6,075,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(6) 事務局

呉市福祉保健部生活支援課自立支援室

所在地：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

電話：0823-25-3570

メールアドレス：ziritu@city.kure.lg.jp

2 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たし、公平かつ中立的な運営が可能で、家計改善支援業務を担うことが可能な社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等の法人格を有する民間団体とします。

参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）が満たす要件は、次のとおり。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 目的の趣旨を踏まえた事業計画を立案し、本事業の実施が可能なノウハウや体制が確立されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 呉市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。

3 スケジュール

項目	期間
公募開始（市ホームページ上にて）	令和 3年 4月 13日（火）
質問受付期間	令和 3年 4月 13日（火）から 令和 3年 4月 23日（金）午後5時まで
質問回答期限	令和 3年 4月 28日（水）午後5時まで
参加表明期限	令和 3年 5月 14日（金）午後5時まで
提案書提出期限	令和 3年 5月 18日（火）午後5時まで
プレゼンテーション・審査	令和 3年 5月 25日（火）予定
選定結果通知	令和 3年 5月 27日（木）頃予定

4 質問の受付及び回答

本要領、仕様書に関して質問がある場合には、「質問書（様式1）」を提出してください。なお、本プロポーザルに関する説明会は実施いたしません。

- (1) 受付期間 令和3年4月13日（火）から令和3年4月23日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 事務局へ持参又は電子メールにより提出してください。

提出先Eメールアドレス：ziritu@city.kure.lg.jp

- (3) 質問回答 令和3年4月28日（水）午後5時までに市ホームページ上に掲載

※上記以外の方法での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。

5 参加表明

本事業に参加を表明する事業者は、「2 参加資格要件」を確認のうえ、次の書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式2）

印鑑は実印を押印すること。

イ 印鑑登録証明書（原本）

参加表明書に押印した実印の証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）

ウ 会社概要（任意様式）

エ 業務実績（任意様式）

オ 法人の定款及び規約等

カ 直近の事業報告書及び財務書類

キ 納税証明書（市税及び国税）

ク その他参考資料（法人の概要を示す資料、パンフレット、家計改善支援担当者の資格等を証する書類等）

(2) 提出期限

令和3年5月14日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

事前に電話連絡の上、事務局へ持参又は郵送（5月14日（金）必着）により提出してください。

6 提案書の提出

「5 参加表明」により期日までに参加表明書（様式2）を提出した事業者は、以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 提案書（任意様式）

イ 見積書（様式3）

(2) 提出期限

令和3年5月18日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

事前に電話連絡の上、事務局へ持参又は郵送（5月18日（火）必着）により提出してください。

(4) 提出部数

正本1部、副本7部

(5) その他

提出期限後のプロポーザル関係書類の再提出、差し替えは一切認めません。

7 提案書の内容

別紙「令和3年度呉市家計改善支援事業業務委託仕様書」に基づき、提案してください。

(1) 基本方針

本業務を実施するうえでの基本方針について記載してください。

(2) 実施体制

ア 業務従事予定者の経験・資格について記載してください。

イ 個人情報厳格に管理するための体制について記載してください。

(3) 事業実績

本事業又は類似業務の過去5年間における履行実績等

(4) 支援方法

ア アウトリーチを含む対象者の早期発見や支援の具体的内容、支援方法、支援の進捗状況の管理方法等について記載してください。

イ 自立相談支援機関をはじめとした関係機関との連携方法について記載してください。

(5) 事業費

事業費の積算内訳について詳細に提示してください。

8 プレゼンテーションの実施

以下のとおり、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施します。

(1) 実施日時

令和3年5月25日（火）予定 ※日時等は個別に連絡します。

(2) 所要時間等

30分以内（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度）

(3) その他

ア プレゼンテーションでは、提出した提案書以外の内容を説明しないこと。

イ 順番は提案書の提出順とし、別途通知します。

ウ 当日の説明は2人以内とする。

エ プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、提案者側で用意してください。ただし、スクリーン、プロジェクターについては、本市で準備できます。本市のプロジェクターを利用される場合、その詳細については事前にお問い合わせください。

9 事業者選考

(1) 選定方法・審査基準

選定にあたっては、令和3年度呉市家計改善支援事業業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が、審査基準（表1）に基づき、提出された提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化します。この審査結果に基づき、合計点数が最も高い者を優先交渉権者とします。

最高得点の事業者が複数の場合、提案価格の低い提案者を優先交渉権者とします。提案価格も同額であった場合は、選定委員会委員長の得点が高い提案者を第1位として決定します。

なお、総得点が満点の7割に達しない場合は、候補者として選定しないものとします。
 また、参加の申込みが1者のみであった場合もプレゼンテーションは行っていただき、採用の可否については、選考会に出席した委員長及び各委員の配点（1人あたり110点）の合計に対して、採点合計が7割を超えるか否かを目安とします。

※提案者別の合計点数は公開しますが、評価項目別の点数は公開しません。

※選定委員会の構成

選定委員会は市職員5名で構成する。

(表1)

評価項目	評価の視点	配点
基本方針	生活困窮者自立支援制度における家計改善支援事業の目的や役割について理解した基本方針となっているか。	10点
実施体制	業務実施に十分な経験・資格を有する人材が確保されるか。	10点
	個人情報保護や情報セキュリティ対策について、体制が整備され、適切かつ厳格に管理されるか。	5点
事業実績	本事業又は類似業務に豊富な支援実績があり、適切かつ効果的な支援が期待できるか。	10点
支援方法	生活困窮者の抱える課題を早期に発見し、家計相談に関する専門的な支援ができるか。	10点
	出張相談や滞納先への同行訪問等、アウトリーチを積極的に実施することができるか。	10点
	各相談者に応じた柔軟で効果的な支援が期待できるか。	10点
	関係機関(自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会、法テラス等)と連携できる体制になっているか。	10点
	独自の取り組みや工夫があり、相談者の生活が早期に再生される実効性が期待できるか。	10点
事業費	提案価格が最も低かった事業者 15点 2番目に低かった事業者 12点 3番目に低かった事業者 9点 4番目に低かった事業者 6点 5番目以降の事業者 3点 ※参加事業者数が1社の場合は、9点とする。	15点
	業務内容に対する費用内訳、積算根拠は適切なものとなっているか。	10点
合 計		110点

(2) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

ア 見積額が、本要領第1項(5)に記載する委託料を超過した場合

- イ 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類の重要な誤脱があった場合
- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- カ 選定の公平を害する行為があった場合
- キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(3) 選考結果の通知

選考結果については、プレゼンテーション開催後、採用、不採用にかかわらず提案者全員に速やかに電子メールにより通知します。また、最優秀提案者については企業名・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみを、令和3年5月27日（木）を目処に呉市ホームページに掲載するものとします。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては一切認めません。

10 契約の締結について

選定結果に基づき、優先交渉権者として決定された者と協議し、提案内容を反映した仕様書を調整の上、呉市契約規則等に従い、本業務に係る契約を締結するものとします。

なお、当該事業者と協議が不調となった場合、又は契約締結するまでの間に、失格要件に該当した場合、次点の事業者と協議できるものとします。

11 失格について

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加表明期限を過ぎて、参加表明書等が提出された場合
- (2) 提出された書類に虚偽や不備があった場合
- (3) 選定の公平性を阻害する行為があった場合
- (4) その他選定委員会が失格であると認めた場合
- (5) 見積金額が委託料の上限額を超える場合

12 その他留意事項

- (1) プロポーザルの提出は、1案のみとします。
- (2) 本事業のプロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された提案書等は、事業者の選定以外には使用しません。
- (4) 提出された提案書等は返却しません。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、令和3年5月17日（月）午後5時までに、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を事務局に持参し提出してください。
- (6) 提出された提案書等は呉市情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づく情報公開の対象となるため、提出される書類において呉市情報公開条例第9条第3号に該当する法人

に関する情報については、情報非公開希望申立書（様式6）にその旨を明記してください。

(7) 提出された提案書等の差し替え，再提出は認めないものとします。

(8) 選定結果に関する問い合わせ，異議は一切認めないものとします。